

不適切な事務処理
に関する調査報告書
(最 終 報 告)

平成 2 1 年 1 0 月

岩 手 県 警 察

はじめに

不適切な事務処理に係る調査の結果については、平成20年12月に岩手県議会に対し報告したものの、その後、他にも不適切な事務処理の疑いのある取引が確認されたため、さらに調査を徹底する必要があると判断し、慎重に調査を進めてきたところであります。

今回行った調査は、平成15年度から20年度の6年間の、調査対象とした全取引について、県警察が保有する関係書類と納入業者の方々の御協力を得て御提出していただいた関係書類を突合して、調査・確認等したものであります。これは、県警察職員からの申告だけに頼ることなく、調査可能な経理書類に基づき、事実を徹底的に調査して問題を洗い出し、その上で改善・再発防止策に取り組むことで二度とこのような問題を起こしてはならないとの強い思いによるものであります。

今回の調査の実施に当たり、取引業者の方々には、元帳の写しの提供等について御協力を要請するなど、多大な御迷惑をおかけしましたが、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

その結果、調査の過程で、職員による公金の私的流用事案を認知し、公金の詐取（詐欺罪）により逮捕される事態に至ったほか、県警察全46所属において不適切な事務処理の存在が明らかとなりました。

このような事態となり、県民の皆様が県警察に対する信頼を大きく損なう結果となりましたことを、改めて、警察本部長はじめ県警察職員一同、深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

警察本部長をはじめとして全警察職員が、調査結果を真摯に受け止め、処分については、個々の職員の責任の軽重や関与の度合いを見ながら、この報告書に示した考え方にに基づき、厳正に対処してまいります。

また、職員からの返還については、この報告書に示した考え方にに基づき、返還額を確定した上で、できる限り速やかに負担を募って返還する方針であります。

そして、この報告書でまとめた改善・再発防止策にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、県民の皆様が信頼される県警察を取り戻すために、警察本部長を先頭に全職員一丸となって“心機一転”再生に向けて懸命に取り組んでいくことを、県民の皆様にお約束するものであります。

目 次

第1	問題の発覚と経緯	1
第2	全体調査の概要	1
1	調査体制の再構築	1
2	調査概要	1
3	調査対象年度	2
4	対象所属	2
5	対象科目及び対象取引	2
6	対象業者	3
7	具体的な調査方法	3
第3	全体調査によって確認した事実関係	4
1	全体調査結果の総括について	4
2	「預け金」について	4
3	「差替え」について	7
4	「一括払い」について	8
5	「翌年度納入」について	8
6	「前年度納入」について	9
7	「先払い」について	9
8	「契約前納入」について	10
9	不適切な事務処理に該当する取引があった業者の状況	11
10	私的流用について	11
第4	不適切な事務処理発生の背景と原因分析	12
1	不適切な事務処理発生の背景	12
2	不適切な事務処理の発生原因	12

第5	再発防止策	14
1	職員教育（意識改革）	14
2	物品調達システムの見直し	14
3	内部統制の強化	16
4	節減加算システムの運用等への適切な対応	16

第6	私的流用及び不適切な事務処理に係る職員の処分並びに職員等による負担の基本的な考え方	17
1	職員の処分に係る基本的な考え方	17
2	職員等による負担の基本的な考え方	17

(資料)

別添1	「需用費の執行に関する事務処理の調査結果について」	18
別添2	「不適切な事務処理の態様」	19
別添3	「不適切な事務処理の調査結果」	20
別添4	「私的流用等一覧表」	21

第1 問題の発覚と経緯

平成20年10月29日、県警察職員から県警察本部会計課に対し、過去における「預け金」の存在を示唆する情報があり、それを契機として、県警察は独自に調査を行う方針を決定し、同年11月10日、警務部長をトップとする「岩手県警察不適切な事務処理に関する調査班」を設置し、事実解明に向けた調査を実施した。

この調査結果（別添1参照）については、県議会平成20年12月定例会において報告したところである。その後、国庫支弁の対象となる経費（以下「国庫支弁経費」という。）及び岩手県の支弁に係る経費について国がその一部を補助する経費（以下「補助対象経費」という。）についても継続して調査を行ってきたところ、不適切な事務処理の疑いのある取引を新たに把握したこと及び会計検査院の検査において不適切な事務処理が認められたことなどから、調査方法等を見直した上で、徹底した調査を行うこととした。

【用語の説明】

- ※ 国庫支弁経費とは、警察法第37条等に規定する警視正以上の階級にある警察官の俸給や警備装備品の整備に要する経費等であり、これらについては、警察庁が予算措置を行い、岩手県警察本部長が岩手県警察会計担当官として国の予算を直接執行する制度になっている。
- ※ 岩手県の支弁に係る経費については、
 - 補助対象経費（国がその一部を補助する経費）と、
 - 補助対象経費以外の経費（以下「県単独経費」という。）の二つから構成されている。

第2 全体調査の概要

1 調査体制の再構築

調査の徹底を期すため、平成21年4月6日、新たに警務部長を長とする「不適切な事務処理に係る調査プロジェクトチーム」を再構築するとともに、警察本部内各所属及び各警察署の所属長を長とする各所属プロジェクトチームを編成し、県警察を挙げた調査体制を確立した。

2 調査概要

不適切な事務処理の全容を解明するため、調査対象とした県警察との取引について、すべての業者から、これら取引に関する資料（入金日、納入品目、納品日

等)の提出を求め、県警察が保有している資料(支出日、契約内容、検収日等)と突合して、取引の全容を明らかにすることとし、不突合部分については、不適切な事務処理の疑いのある取引として、「預け金」、「差替え」、「一括払い」、「翌年度納入」及び「前年度納入」の5態様について調査することとした。

なお、調査の過程において、新たな態様として、「先払い」及び「契約前納入」を追加し、以後の調査は、7態様(別添2参照)として整理し、調査を継続することとした。

3 調査対象年度

平成15年度から20年度

4 対象所属

県警察の全所属47所属(本部30所属、警察署17署)

なお、県警察の全所属47所属には、平成21年3月30日に発足した通信指令課を含めている。

5 対象科目及び対象取引

ア 岩手県の支弁に係る経費については、需用費(※1)、役務費(※2)及び備品購入費(※3)(平成15年度から20年度までの県警察の各所属の取引金額の合計額が60万円以上となる業者との取引。ただし、光熱水費、電話料等義務的経費及び通信料、フィルム現像、新聞代等の契約取引を除く。)

イ 国庫支弁経費については、校費(※4)、警察装備費(※5)及び施設施工庁費(※6)(平成15年度から20年度までの県警察の各所属の取引金額の合計額が60万円以上となる業者との取引。ただし、光熱水費、電話料等義務的経費及び通信料、フィルム現像、新聞代等の契約取引を除く。)

※1 需用費とは、地方公共団体の行政の執行に伴う物品の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される性質のもの(消耗品費等)をいう。

※2 役務費とは、地方公共団体の受けた人的なサービスの提供に対して支払われる費用をいう。

※3 備品購入費とは、物品であって、その性質形状を変えることなく、比較的長期に使用し、かつ、保存できる物を購入する費用をいう。

※4 校費とは、警察学校における教養に必要な物品及び役務の諸経費をいう。

※5 警察装備費とは、警察活動のために必要な物品及び役務の諸経費をいう。

※6 施設施工庁費とは、警察施設の工事の施工に伴い、その設計、監督、検査等の事務に直接必要となる物品及び役務に係る経費をいう。

6 対象業者
275社

7 具体的な調査方法

(1) 業者からの資料と県警察の資料の突合

業者の協力の下に収集した業者資料における入金日、納入品目、納品日と、県警察の支出関係書類における支出日、契約内容、検収日などを突合し、県警察の支出内容と業者の納品内容を確認した。

業者に対しては、帳簿類の写しの提出や県警察による閲覧の協力を文書により依頼し、写しの提出等の協力が得られなかった業者に対しては、電話等により重ねて調査依頼するとともに、一部の業者に対しては県警察の資料に基づき作成したその業者との取引状況表を示し、業者が保管するデータに基づき、対応する納品及び入金に関する記載等を要請した。

(2) 職員及び業者への聴き取りによる調査

ア 職員への聴き取り調査

上記(1)の突合資料に基づき、また、業者から回答がなかった取引を含めて、関係職員（延べ1,389人）に対し、個々の取引ごとに、不適切な事務処理の事実の有無、行為の理由、発生原因（制度上の問題等）、「預け金」等の実状（残高管理、納品書の取扱い）等について聴き取り調査を行った。

イ 業者への聴き取り調査

上記2記載の不適切な事務処理の疑いのある取引について、業者に対し、必要に応じて訪問調査又は電話調査を行い、営業担当、経理担当等から、県警察との取引の状況等について聴き取り調査を行った。

(3) 納入物品の確認調査

不適切な事務処理のうち、「預け金」、「差替え」及び「一括払い」の3態様により納入した物品については、現物の確認、公的又は私的流用かについて調査を行った。

(注) 「翌年度納入」、「前年度納入」、「先払い」及び「契約前納入」については、発注物品と納入物品が同じであり、一般的に私的流用は生じ得ない。

第3 全体調査によって確認した事実関係

1 全体調査結果の総括について

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における不適切な事務処理の発生総額は、2億1,491万0,257円が確認された（県議会平成20年12月定例会において報告した金額を含む。）。

このほか、平成14年度以前からの繰り越されたもの等の額は、726万0,585円であった。

なお、平成15年度から20年度に不適切な事務処理が発生した所属数は46所属であった。

分類	該当所属数	預け金	差替え	一括払	小計	翌年度納入	前年度納入	先払い	契約前納入	合計
本部	29	12,176,651	1,777,916	742,622	14,697,189	47,661,126	908,567	8,135,657	43,466,979	114,869,518
警察署	17	31,038,162	1,463,844	27,825	32,529,831	43,890,715	277,240	3,204,870	20,138,083	100,040,739
合計	46	43,214,813	3,241,760	770,447	47,227,020	91,551,841	1,185,807	11,340,527	63,605,062	214,910,257

(注) 単位は金額（円）である。

上表の発生総額の内訳は、補助対象経費4,743万9,925円、県単独経費1億5,878万6,855円及び国庫支弁経費868万3,477円となっている。（別添3参照）

2 「預け金」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計
本部	21	6,367,809	1,432,987	1,066,237	1,959,125	1,036,858	313,635	12,176,651
		89	44	35	63	33	9	273
警察署	12	5,791,818	6,928,718	5,310,071	8,804,618	3,756,477	446,460	31,038,162
		83	131	101	103	64	5	487
合計	33	12,159,627	8,361,705	6,376,308	10,763,743	4,793,335	760,095	43,214,813
		172	175	136	166	97	14	760

(注) 上段は金額（円）、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「預け金」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度に「預け金」が発生した所属数は33

所属で、この間における「預け金」の発生総額は、4,321万4,813円が確認された。このほか、平成14年度以前からの繰り越されたもの等の額は、726万0,585円であった。

これらを合計した5,047万5,398円について、実際に納入された物品の費消状況を確認したところ、現在まで、「預け金」が解消されていない（業者に「預け金」残高がある）所属の数は13所属（※1）で、「預け金」の残高が99万1,462円存在していることが確認された。

この「残高」については、早急に業者の理解を得て、返納していただく方針である。

※1 各所属ごとの残高

生活安全企画課	15万1,820円	少年課	2万1,566円
生活環境課	6万6,650円	刑事企画課	2,927円
捜査第二課	4,065円	交通企画課	7万4,760円
交通機動隊	2万4,352円	高速道路交通警察隊	7万0,025円
警備課	1万6,531円	盛岡東警察署	32万4,186円
岩手警察署	10万1,595円	一関警察署	7万8,106円
岩泉警察署	5万4,879円		

(3) 「預け金」の残高管理等

関係職員の聴き取り調査等を通じて、「預け金」の残高管理について、以下の実態が確認された。

ア 残高管理の方法

担当者のほとんどが、具体的な残高管理を業者に任せていた。

イ 残高確認の頻度

業者に残高管理を任せていた所属では、業者側担当者から残高を示すメモ等の書類を受け取る場合と、県警察側担当者が業者に対して問い合わせ確認する場合があったが、いずれの場合にも、定期的（毎月あるいは2～3か

月毎等)又は随時に残高の確認が行われていた。

ウ 残高確認の書類

業者に残高管理を任せていた所属では、担当者が業者から残高総額(残金)のみのメモ等の書類を受け取る場合や、前月末残高、当月納入品及び当月末残高が記載された一覧表を受け取る場合があった。

こうした残高メモ等の書類や一覧表のほとんどは、残高が解消した時点等に廃棄されていた。

また、「預け金」により、実際に県警察に納入された物品の納品書に関しては、ほとんどの職員が納品と同時に又は一定期間保管後に廃棄していた。

(4) 「預け金」の使途

県警察の支出関係書類と業者の帳簿類とを突合して、県警察の支出内容と業者の納品内容との対照作業を行うとともに、関係職員及び関係業者からの聴き取り調査を行った。

また、納品内容には備品等が含まれていること及び消耗品であっても一部が残存している可能性があることから、これらの納入物品については現物確認を行った。

その結果、下記10の職員による私的流用を除き、「預け金」は、様々な事務用消耗品(プリンターインク、ゴム印、ファイル、文具等)や備品(机、椅子、パソコン、書庫等)の取得に充てられ、公的に費消されたことが確認された。

なお、交通規制課において、平成15年6月に、所属の活性化を目的とした所属内ボーリング大会の景品としてトロフィー、タオルセット等を購入したことが判明したほか、平成16年3月に、交通企画課において、懇親会で使用することを目的として調理器、プレート等を購入したことが判明した。これらは、本来、親睦会費等で負担すべきものと認められた。

3 「差替え」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計
本部	16	423,072	257,656	197,024	356,423	487,225	56,516	1,777,916
		20	11	8	9	19	4	71
警察署	13	297,020	209,323	154,444	494,126	260,610	48,321	1,463,844
		18	6	4	24	3	3	58
合計	29	720,092	466,979	351,468	850,549	747,835	104,837	3,241,760
		38	17	12	33	22	7	129

(注) 上段は金額(円)、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「差替え」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における「差替え」の発生総額は、324万1,760円が確認された。

また、平成15年度から20年度に、「差替え」が発生した所属数は、29所属であった。

なお、その用途について、「預け金」と同様の確認を行い、すべて公的使用に費消されたことが確認された。

(3) 「差替え」の納品書

「差替え」により、実際に県警察に納入された物品の納品書に関しては、「納品書を受け取っていない」と回答している職員が多かった一方で、「納品書を廃棄した」と回答する職員も一部いた。

所属	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計
本部	423,072	257,656	197,024	356,423	487,225	56,516	1,777,916
警察署	297,020	209,323	154,444	494,126	260,610	48,321	1,463,844
合計	720,092	466,979	351,468	850,549	747,835	104,837	3,241,760

4 「一括払い」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15 発生額	H16 発生額	H17 発生額	H18 発生額	H19 発生額	H20 発生額	合計
本部	5	78,750		125,453	30,009	503,160	5,250	742,622
		2		3	3	3	1	12
警察署	1					27,825		27,825
						1		1
合計	6	78,750	0	125,453	30,009	530,985	5,250	770,447
		2	0	3	3	4	1	13

(注) 上段は金額、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「一括払い」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における「一括払い」の発生総額は、77万0,447円が確認された。

また、平成15年度から20年度に、「一括払い」が発生した所属数は、6所属であった。

なお、その用途については、「預け金」と同様の確認を行い、すべて公的に費消されたことが確認された。

5 「翌年度納入」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15 発生額	H16 発生額	H17 発生額	H18 発生額	H19 発生額	H20 発生額	合計
本部	25	12,848,650	12,152,795	7,564,607	11,771,970	3,323,104		47,661,126
		86	70	67	114	58		395
警察署	17	6,561,311	6,807,612	8,679,815	12,753,764	9,088,213		43,890,715
		84	104	100	149	108		545
合計	42	19,409,961	18,960,407	16,244,422	24,525,734	12,411,317	0	91,551,841
		170	174	167	263	166	0	940

(注) 上段は金額、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「翌年度納入」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における「翌年度納入」の発生総額は、9,155万1,841円が確認された。

また、平成15年度から20年度に、「翌年度納入」が発生した所属数は、42所属であった。

6 「前年度納入」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計
本部	15	90,936	47,649	356,290	245,108	18,714	149,870	908,567
		5	5	8	13	5	9	45
警察署	6	6,279	48,615	84,760	45,596	71,770	20,220	277,240
		1	2	3	2	3	4	15
合計	21	97,215	96,264	441,050	290,704	90,484	170,090	1,185,807
		6	7	11	15	8	13	60

(注) 上段は金額、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「前年度納入」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における「前年度納入」の発生総額は、118万5,807円が確認された。

また、平成15年度から20年度に、「前年度納入」が発生した所属数は、21所属であった。

7 「先払い」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計
本部	22	909,132	2,311,169	2,182,904	469,587	475,452	1,787,413	8,135,657
		14	15	15	6	9	19	78
警察署	16	127,323	643,568	330,802	1,446,206	492,904	164,067	3,204,870
		4	16	18	21	21	13	93
合計	38	1,036,455	2,954,737	2,513,706	1,915,793	968,356	1,951,480	11,340,527
		18	31	33	27	30	32	171

(注) 上段は金額、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「先払い」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における「先払い」の発生総額は、1,134万0,527円が確認された。

また、平成15年度から20年度に、「先払い」が発生した所属数は、38所属であった。

8 「契約前納入」について

(1) 総括表

分類	該当所属数	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計
本部	29	5,151,810	11,076,378	5,524,924	5,326,955	7,082,058	9,304,854	43,466,979
		147	226	198	159	173	221	1,124
警察署	17	4,061,449	4,811,212	3,903,171	3,057,346	1,584,322	2,720,583	20,138,083
		227	235	283	148	124	108	1,125
合計	46	9,213,259	15,887,590	9,428,095	8,384,301	8,666,380	12,025,437	63,605,062
		374	461	481	307	297	329	2,249

(注) 上段は金額、下段は不適切な事務処理に係る支出命令の件数

(2) 「契約前納入」の概況

全体調査の結果、平成15年度から20年度までの間における「契約前納入」の発生総額は、6,360万5,062円が確認された。

また、平成15年度から20年度に、「契約前納入」が発生した所属数は、46所属であった。

区分	H15発生額	H16発生額	H17発生額	H18発生額	H19発生額	H20発生額	合計	件数
本部	5,151,810	11,076,378	5,524,924	5,326,955	7,082,058	9,304,854	43,466,979	147
警察署	4,061,449	4,811,212	3,903,171	3,057,346	1,584,322	2,720,583	20,138,083	227
合計	9,213,259	15,887,590	9,428,095	8,384,301	8,666,380	12,025,437	63,605,062	374

9 不適切な事務処理に該当する取引があった業者の状況

275社に対する全体調査の結果、不適切な事務処理に該当する取引の相手方となった業者の状況は次のとおりであった。

ア 該当業者総数 110社

イ 不適切な事務処理の態様別

(単位：社)(複数計上)

	預け金	差替え	一括払い	翌年度納入	前年度納入	先払い	契約前納入
業者数	11	16	3	94	23	38	90

10 私的流用について

平成21年10月14日逮捕の職員に係る私的流用(別添4参照)以外には、私的流用は認められなかった。

第4 不適切な事務処理発生の背景と原因分析

1 不適切な事務処理発生の背景

関係職員からの聴き取り調査、会計処理や予算執行のルールとその運用上の問題点などを通じて、不適切な事務処理が発生した原因の究明を進めた結果、その背景として、次のような問題点があったものと考えられる。

- ① 職員の公金を取り扱っている重要性に対する意識が欠けていたこと
 - ② 第一線の警察活動の状況に対して臨機応変に対応し、迅速かつ円滑に物品購入等をするため、安易な手段として「預け金」、「差替え」という手法を用いてしまったこと
 - ③ 「予算は使い切ることが望ましく、年度末に予算を残したくない」との心理があったこと
 - ④ 管理監督者等が会計事務処理の実態を十分に把握していなかったため、チェック機能が不十分であったこと
- などが挙げられる。

2 不適切な事務処理の発生原因

平成15年度以降に行われていたことが確認された「預け金」等の不適切な事務処理について、全体調査を行った結果として、それらの発生原因を整理すれば、以下のとおりである。

(1) 職員の意識の問題

不適切な事務処理であるとの認識はあったが、第一線の警察活動の状況に対して臨機応変に対応し、迅速かつ円滑に物品購入等をして職場内の要望に応えたいという思いがあったこと、予算は使い切らなければならないという風潮があったこと、限られた予算の中で必要な事務用品を確保しなければならないという意識等により、「預け金」等を行ってしまったと回答した会計事務担当者が多く、公金に対する職員の意識不足が大きな原因と考えられる。

一方、以前から行われていた処理、あるいは前任者から引き継ぎのあった事項なので「預け金」等を行ったと回答した会計事務担当者も複数存在しており、慣例的に行われていたことも原因としてあったものと考えられる。

(2) ルール上の問題

不適切な事務処理であるとの認識はあったが、出納機関を通じての購入は納品までに時間がかかることや、突発的な事件事故や災害等に迅速に対応するため、緊急的な物品の需要の対応があることなどを理由と考える会計事務担当者が複数存在しており、物品調達ルール等に制約があったと考えられる。

また、備品購入費の予算要求がなかなか認められないことから、業務で使いたい備品を「預け金」等により調達したと回答する会計事務担当者も複数存在しており、予算要求や予算執行ルールの中では、希望通りの備品調達が困難であったことも原因であると考えられる。

(3) 体制上の問題

契約（発注）担当者と納入を確認する者（物品検収員）が同一であったこと、会計事務担当者一人で不適切な事務処理ができたこと、予算執行が担当者任せになっており、管理・監督体制が不十分であったことなどを回答した会計事務担当者多く、こうした内部牽制体制の不備が大きな原因の一つとなったと考えられる。

また、納入を確認する者が現物を確認していなかったことなども判明しており、現物確認の不十分さも大きな原因と認められる。

そのほか、関係書類が整っていれば、それ以上の内容確認が行われなかったことや、契約（発注）に当たっての審査が徹底していなかったことなど、上位者や管理監督者のチェックの不備も原因となったと考えられる。

第5 再発防止策

1 職員教育（意識改革）

管理者を始めとする警察官及び会計事務を担当する事務職員等に対して、改めて公金を取り扱う立場の重要性等について、指導・教養を徹底する必要がある、これまでに以下について取り組んできたほか、今後も継続的に意識改革を図っていく。

(1) 管理職に対する指導・教養状況

速やかに職員の意識改革（公金に対する責任の自覚、適正な会計経理の推進、再発防止の徹底等）を図るため、所属長等を対象とする会議・研修会を次のとおり開催した。

- ア 県下副署長・次長・会計事務担当課長等会議（平成20年12月2日）
- イ 県下警察署長会議の開催（平成21年1月16日）
- ウ 県下警察署長会議の開催（平成21年4月24日）
- エ 県下副署長・次長等会議（平成21年5月22日）
- オ 所属長のための教養資料の作成・発出（平成21年4月）

(2) 会計事務担当者等に対する指導・教養状況

公金を取り扱っていることの意識を改めて喚起するとともに、適正な事務執行の重要性を自覚するよう、会計事務を担当する事務職員及び各部門ごとの警察署課長たる警察官を対象とする会議・研修会を次のとおり開催した。

- ア 各部門別の県下警察署課長会議（平成21年1月21日～1月30日）
- イ 県下会計事務担当課長等会議（平成21年5月8日）
- ウ 不適切な会計事務再発防止策の取り組み等に係る通知文書の発出等（平成21年1月～2月）
- エ 朝礼、招集日等における幹部以外の警察官に対する予算執行に関する指導・教養の徹底

2 物品調達システムの見直し

(1) 発注と検収の分離

ア 会計規則第186条関係運用通知の一部改正（平成20年11月10日施行）

これまで、50万円未満の物品に係る物品検収については、業務の効率化と小規模公所にも配慮して契約事務担当者を物品検収員に任命できる取扱としてきたが、原則として、全ての公所において、契約事務担当者とは別の職員を物品検収員に任命し、検収を行うよう改正され、これに沿って分離した。

イ 検収方法の見直し（平成21年1月13日通知）

(ア) 警察署

- 物品検収員は、契約事務を担当しないこと
- 当該契約事務を行わない物品検収員が検収を行うこと
- 原則として、会計課（係）員以外の職員を任命するなどして、契約事務と検収事務の分離を図ること

(イ) 本部内所属

- 購入依頼物品、単価契約物品は納品先の物品検収員が検収すること
- ただし書き物品は、すべて会計課の物品検収員が検収すること
- 現物提示できるものは現物を添えて会計課で検収することとし、それ以外のものについては都度検討するものとする

(2) 検収機能の徹底（平成21年4月1日から運用開始）

・検収は、納品の際に必ず現物を確認し、その検収に当たっては、必ず購入票との突合を行うとともに、具体的なチェック項目（品名、品番、数量、価格など）を順次確認し、確認状況を記入する様式を定めて、当該様式に従った現物の確認作業を行っている。

(3) 納品書の保存義務（平成21年4月1日会計規則改正）

納品書は原則として徴することとし、購入票とともに5年間保存することとされたことから、これに沿って保存している。

(4) 納品書及び請求書の日付記載（平成20年度中から実施）

納品書及び請求書を受領する場合には、納入業者において納品・請求年月日を必ず記載するよう、発注の都度、業者に協力要請している。

(5) 前年度予算により執行した購入票のチェック（平成21年4月1日運用開始）

平成21年4月1日以降に、前年度予算に基づき購入票が起票され、財務会計システムに入力されたものについては、入力年月日や入力内容を一覧表で出力し、出納機関に情報提供し、出納機関及び該当する警察本部会計課又は警察署（以下「該当所属」という。）で不適切な事務処理に当たるものであるかどうかチェックを行っている。

(6) 用品調達情報の公開と計画的執行（平成20年12月1日運用開始）

各該当所属における用品調達状況（所属別、品目、数量、金額、業者名等）のデータが出納局から警察本部内各所属及び各警察署に公開されている。

各該当所属においては、そのデータを活用し、情報の共有と自らの所属の調達状況の点検・見直しを行うとともに、年度末に発注が集中することがないよう計画的な執行を行っている。

(7) 調達方法の弾力的運用（平成21年1月13日通知）

年度末における物品購入依頼票提出期限の延長と用品調達基金条例施行規則運用通知第1項第19号の弾力的運用を図ることとされたが、それぞれの出納機関と連絡を取り運用している。

3 内部統制の強化

(1) 会計事務自己点検の実施（平成21年2月から実施）

平成21年1月1日以降の事務処理を対象として、「会計事務自己点検実施要領」により年4回の自己点検を所属長自らが実施しており、自己点検結果については、警察本部内の各所属は警察本部長へ、各警察署はそれぞれ所管する地方振興局長等へ報告を行っている。

(2) 公益通報制度の周知等（平成18年度中から実施）

岩手県警察職員公益通報制度については、既に、職員を対象に、匿名での職員の法令等に違反する行為等に関する通報を受け付ける仕組みが整備されていることから、これを再度周知し、内部からのチェックが働くようにしている。

また、県警察内部の業務上の各種意見・要望を受け付けている「びかぼ提案箱」の積極的な運用により、一線署等の要望を吸い上げることに努めている。

(3) 内部監査の充実強化（平成21年度から実施）

平成20年度末定期人事異動に伴い、警察本部会計課指導監査係を増員し、内部監査体制を強化した。

4 節減加算システムの運用等への適切な対応

県においては、既に平成21年度から、節減加算システムの運用（※1）、需用費の翌年度配分（※2）及び需用費の事故繰越し（※3）の方策が施行されており、県警察においてもこれらの方策の趣旨を十分に認識の上、適切な事務処理の運用を図っている。

※1 節減加算システムの運用（21年度から実施）

一般行政経費における需用費で節減の結果、補正減とした額については、新年度予算における需用費に一定割合を上乗せするメリットシステムを運用している。

※2 需用費の翌年度配分（21年度から実施）

不用残となり、決算剰余金の増加要因となった需用費について、その一定割合を当該部局の翌年度の需用費に増額配分できるよう、不用残と

なった繰越金を財源として、総務部予算に一括計上しておく需用費予算が新設された。

※3 需用費の事故繰越し（20年度から実施）

当該年度予算による物品購入の際には、納品が年度内に完了する日程で発注することを原則とするとともに、やむを得ない事情で、年度末での納品ができなかった場合には、事故繰越しとして処理をする扱いを徹底している。

第6 私的流用及び不適切な事務処理に係る職員の処分並びに職員等による負担の基本的な考え方

1 職員の処分に係る基本的な考え方

調査過程において認知した、職員による私的流用事案については、捜査結果を踏まえて当該職員及び管理監督者を厳正に処分する方針である。

また、今回の不適切な事務処理に係る「預け金」、「一括払い」、「差替え」等の行為は、適正な手続きを怠ったものであり、公金を取り扱う公務員として許される行為ではなく、県民の信頼を大きく失墜させた行為である。

したがって、今後、直接関与した職員はもとより管理監督者を含めて、厳正な処分を行う。

2 職員等による負担の基本的な考え方

県警察の一連の不適切な事務処理が、組織の気風を背景に、全ての所属で行われてきたこと等を踏まえ、他県や知事部局等の例を参考として、競争性が働かなかったことによる損害等の内容を整理した上で、職員等に一定の負担を求めることとしている。

別添 1

需用費の執行に関する事務処理の調査結果について

1 実態調査の概要

(1) 対象年度

平成15年度から20年度まで

(2) 対象所属

警察本部及び警察署の全所属(46所属)

(3) 実施方法

ア 職員の聴き取り調査

平成15年度以降の全所属の経理担当者(延べ277人)から、不適切な事務処理の有無等について聴き取り調査を実施した。

イ 業者への訪問調査等

上記職員の聴き取り調査の結果に基づき、不適切な事務処理が認められた所属との間で取引を行っていた12社を訪問し、経理担当者又は営業担当者から説明を受けた。

2 調査結果

○ 警察本部及び警察署において「預け金」、「差替え」、「一括払い」及び「年度越え」が確認された。

○ 調査対象年度における不適切な事務処理の発生総額は、2,863万4,883円で、その内訳は下記のとおりであった。このほか、平成14年度以前からの繰り越されたもの等の額は、434万5,046円であった。

また、「預け金」の残高は、100万0,599円であった。

(内訳)

ア 「預け金」

平成15年度から平成20年度までの間における発生総額

24所属 27,586,716円

イ 「差替え」

平成15年度から平成20年度までの間における発生総額

4所属 127,717円

ウ 「一括払い」

平成15年度から平成20年度までの間における発生総額

1所属 5,250円

エ 「年度越え」

平成15年度から平成20年度までの間における発生総額

8所属 915,200円

別添 2

【不適切な事務処理の態様】

態 様	内 容
預け金	事実とは異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
差替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
一括払い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費等から購入代金を一括して支払っていたもの
翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費等を支払っていたもの
前年度納入	物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費等を支払っていたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費等を支払っていたもの
契約前納入	関係書類に実際の納品日より後の日付を記載するなどし、実際には当該物品が契約締結前に納入されていたのに、契約締結後に納入されたこととして需用費等を支払っていたもの

別添3

不適切な事務処理の調査結果

(単位：社)(複数計上)

調査対象業者数	県 費		国 費	計 (実数)
	補助	県単		
261	(195)	(261)	42	275

(金額の単位：円)

区 分		県 費		国 費	計	
		補助	県単			
預け金	件数	749	55	694	11	760
	金額	42,558,563	619,107	41,939,456	656,250	43,214,813
差替え	件数	127	33	94	2	129
	金額	3,080,270	703,374	2,376,896	161,490	3,241,760
一括払い	件数	11	0	11	2	13
	金額	293,537	0	293,537	476,910	770,447
翌年度納入	件数	920	166	754	20	940
	金額	89,885,742	27,379,416	62,506,326	1,666,099	91,551,841
前年度納入	件数	56	34	22	4	60
	金額	869,652	512,918	356,734	316,155	1,185,807
先払い	件数	169	41	128	2	171
	金額	11,189,642	2,019,554	9,170,088	150,885	11,340,527
契約前納入	件数	2,163	815	1,348	86	2,249
	金額	58,349,374	16,205,556	42,143,818	5,255,688	63,605,062
合 計	件数	4,195	1,144	3,051	127	4,322
	金額	206,226,780	47,439,925	158,786,855	8,683,477	214,910,257

私的流用等一覧表

(交通規制課A)

業者の納品内容		私的流用		不明物品	
納品日	品目名	数量	金額	数量	金額
H15.7.14	カシオ XF-800	1	134,400		
H15.9.5	ソニー KLV-23ⅡR2B	1	256,200		
	ソニー SU-R210B	1	40,950		
	ソニー KLV-17WSIB	1	171,150		
	UX-ZWMD-M	1	52,290		
H15.9.22	三菱鉛筆 MMD80A	1	367		
	三菱鉛筆 MMD80B	1	367		
	三菱鉛筆 TMD80BLG	1	326		
	三菱鉛筆 TMD80PKG	1	326		
	三菱鉛筆 TMD80GNG	1	326		
	三菱鉛筆 TMD80YEG	1	325		
	三菱鉛筆 TMD80CRG	1	325		
	三菱鉛筆 TMD80PEG	1	326		
	三菱鉛筆 TMD80LMG	1	326		
	三菱鉛筆 TMD74MX	1	745		
	三菱鉛筆 DRMC120MIX	1	4,830		
	三菱鉛筆 DRMC60MIX	1	2,100		
H15.9.22	クリーナー DVD	1	1,470		
H15.11.20	三菱鉛筆 MMD80A	10	3,675		
	三菱鉛筆 MMD80B	10	3,675		
	三菱鉛筆 DRMC120MIX	3	14,490		
	ステンレスボトル			1	4,410
	ステンレスボトル			2	2,205
	シチュースーツ			1	2,205
H15.12.15	筆まめ ver14	1	3,654		
H15.12.24	松下電器 TH-50PX20	1	785,400		
	松下電器 TY-S50PX20	1	78,750		
H16.1.28	三菱鉛筆 DRMC120MIX	5	24,150		
	電波時計			1	3,675
	電波時計			1	3,675
	電波時計			1	6,247
H16.2.25	ビクター UX-W5	1	44,940		
H16.2.27	電波時計			1	3,675
	電波時計			1	3,675
	電波時計			1	3,675
H16.3.19	三菱鉛筆 DMRC240MIX	4	23,100		
H16.5.24	三菱鉛筆 DRMC120MX	4	13,860		
	三菱鉛筆 MMD80A	15	5,513		
	三菱鉛筆 MMD80B	15	5,512		
H16.6.17	ミニDVテープ	2	2,835		
H16.10.20	時計	1	3,780		
	時計	1	4,200		
	時計	1	2,520		
	時計	1	3,937		
		94	1,691,140	10	33,442

(交通規制課B)

業者の納品内容		私的流用		不明物品	
納品日	品目名	数量	金額	数量	金額
H15.5.13	キャンデジタルカメラ IXY400	1	72,790		
	ACアダプタ ACK500	1	6,800		
	カメラケース 1XC-2	1	3,400		
	コンパクトフラッシュ FC-256MH	1	32,800		
	デジタルビデオカメラ FV40K1T	1	87,700		
	バッテリーパック BP-535	1	16,800		
	キャリングケース SC1000	1	7,490		
	マイクروفोन DM-50	1	17,500		
H15.6.19	368-08E ギフト電動ハブラシ			1	5,859
	ギフトステンレスボトル R035-08			1	3,543
	カードプリンター CP-300	1	33,915		
H15.6.27	ケンウッドMD/パーソナルステレオシステム	1	66,150		
H15.6.30	キャンカラーインク/ペーパーセット	2	5,076		
	バッテリーパック NB-CP1L	1	10,800		
	リュックサック R109-02			1	3,000
H15.11.7	ソニーバイオ PCV-V10B/W	1	193,915		
	FD PCVA-UFD2	1	9,500		
	エプソンプリンタ PM-D750	1	25,800		
H15.11.11	サンファニーギフト R271-08			1	8,720
	サンファニーギフト R271-07			1	6,400
H15.12.15	DVDレコーダー DMR-E200H-S	1	207,900		
H15.12.19	MDプレイヤー XM-S5P	2	53,350		
	ヘッドホン HPAL23	2	4,400		
H16.3.5	ミニDVカセット60分3巻パック	2	3,181		
H16.3.12	HDDレコーダー RD-X4	1	172,000		
	DVDレコーダー D-VR1	1	80,000		
H16.3.26	ソニーベガ KV-32DX650	1	170,000		
H16.3.26	ラック SU-S32DX	1	40,000		
H16.6.11	エプソンスキャナ GT-X700	1	54,730		
	「テブラ・プロ」SR920本体	1	27,800		
H16.6.17	バッテリーパック BP-535	1	17,482		
H16.7.15	除湿機 DW-R18CX-R	1	47,250		
H16.12.10	DVDレコーダー RD-XV33	1	82,863		
H16.12.15	炊飯ジャー NP-CB18	1	31,500		
	17	33	1,582,892	5	27,522

(計)

		127	3,274,032	15	60,964
--	--	-----	-----------	----	--------